

6 畜産特別支援資金融通事業

負債の償還に支障を来している経営に対する低利資金の円滑な融通の支援及び多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するための動産担保融資が広く利用できる環境整備を進める支援のため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
注：メニュー単位の中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。
- ② 補助金予定総額：844,434千円（令和5年度分）
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は（1）は令和5～9年度、（2）は令和5～7年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 畜産特別資金融通事業 (※)</u></p> <p>負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換資金（以下「借換資金（仮称）」という。）の貸付けを円滑にするため、借換資金（仮称）の貸付を行った融資機関に対して、別に定める利子補給金を補助するとともに、事業の円滑な実施を図るための調査、大家畜及び養豚経営の改善を支援するための協議会の開催、指導等を実施</p> <p>ア 借換資金（仮称）融通事業</p> <p>（ア）借換資金（仮称）の貸付けを行った融資機関に対する利子補給</p> <p>（イ）大家畜及び養豚経営の改善を支援するための中央支援協議会の開催</p> <p>（ウ）借換資金（仮称）の実施に係る調査、有識者の広域的活用、大家畜及び養豚経営の改善のための指導等</p> <p>（エ）一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県知事が適当と認める団体が、都道府県支援協議会の開催及び借入者の経営改善のための指導等を実施するのに要する経費についての補助</p>	<p>(1) の事業</p> <p>828,102千円以内</p> <p>（令和5年度分に係る指導等。また、公募対象取組ではない畜産特別資金融通事業実施要綱別添1の第3、第4、第5、第6及び第8の取組に係る利子補給金、指導等を含む額である。</p> <p>利子補給金は、令和5年度から9年度融資枠500億円の範囲内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>イ 畜産特別資金保証円滑化事業 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づき設立された農業信用基金協会に対し、畜産特別資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用の一部について補助を実施</p> <p><u>(2) 畜産動産担保融資活用支援事業 (※)</u> 地域、経営規模又は畜種にかかわらず、必要に応じて畜産動産担保融資を利用できる環境整備を進めるため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 畜産動産担保融資普及に向けた課題解決のための検討 家畜の一般担保化に向けた課題の洗い出し及び解決方法の検討等を行うための検討会の開催並びに現状把握のための実態調査の実施</p> <p>イ 事例の収集・蓄積 現地調査の実施等による畜産動産担保融資事例の収集・蓄積</p> <p>ウ 関係者等への周知 アの検討結果及びイにより収集した事例を融資機関や関係者等に広く周知するための研修会の開催、報告書の作成・配布等</p>	<p>での貸付実績に応じ て令和 6 年度以降も 毎年度補助する。 なお、資金の貸付期 間については令和 5 年度から令和 9 年度 までとする。） (2) の事業 16,332 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

注: (※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。